

平成19年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成19年 6月 8日 午前10：00

○散 会 午後 2：04

○出席議員（21名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	19番 大谷貞廣
20番 西村武	21番 堀井克見	22番 藤原幸作

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	肥田野耕二
会計管理者兼会計課長	門間鋼悦	産業建設部長	伊藤賢志
水道局長兼水道課長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市民生活部長	菅生一也	福祉保健部長	丸谷昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	中泉作右衛門	総 務 課 長	鈴木公悦
市長公室長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
産 業 課 長	山口義光	建 設 課 長	鈴木利美
総務学事課長	櫻庭新悦	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	市 民 課 長 兼飯川総合窓口センター長	宮田隆悦
社会福祉課長	児玉俊幸	健 康 課 長	小林健一
収 納 課 長	菅原龍太郎	追分出張所長	鈴木久雄
農業委員会事務局長	田仲茂隆	下 水 道 課 長	藤原貞雄

都市整備課長	佐々木 博 信	国体事務局長	菅 原 徳 志
スポーツ振興課長	根 一	生活環境課長	鈴 木 鋼 生
高齢福祉課長	伊 藤 律 子	昭和総合窓口センター長	川 上 秀佐男
天王総合窓口センター長	三 浦 喜 博	追分地区児童館長	櫻 庭 久 俊

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門 間 裕 一	議会事務局次長	伊 藤 正 吉
--------	---------	---------	---------

平成19年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成19年6月8日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長報告、議会運営委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 1号 平成18年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 平成18年度潟上市下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3号 潟上市国民保護計画について
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 3号 専決処分の承認について（潟上市立保育所を調布市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）
- 日程第 11 承認第 4号 専決処分の承認について（平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 12 議案第 4 1号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 4 2号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 14 議案第 4 3号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 15 議案第 4 4号 潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 6 議案第 4 5 号 潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する
条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 4 6 号 井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部を変更する規
約について
- 日程第 1 8 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）に
ついて
- 日程第 1 9 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1
号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第 1
号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）
（案）について
- 日程第 2 4 同意第 1 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 6 同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 7 潟上市農業委員会委員の推薦について
- 日程第 2 8 陳情第 6 号 「日豪 E P A ・ F T A 交渉に対する」陳情書
- 日程第 2 9 陳情第 7 号 「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情
- 日程第 3 0 陳情第 8 号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書
についての陳情書

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回潟上市議会定例会を開会致します。

【黙祷、故村井政克議員に対する追悼】

○議長（藤原幸作） 会議に先立ちまして謹んで報告致します。

潟上市議会議員村井政克氏は、去る4月18日にご逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

ここで故村井政克議員のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。全員ご起立願います。黙祷。

（黙 祷）

○議長（藤原幸作） 黙祷を終わります。

ご着席願います。

次に、ご逝去されました故村井政克議員に弔意を表し、追悼の言葉をおくりたいと思います。追悼の言葉は、村井議員が所属しておりました文教常任委員会の同僚議員であります佐藤恵佐雄文教常任委員長にお願い致します。

○文教常任委員会委員長（佐藤恵佐雄） 追悼の言葉。

故村井政克議員のご逝去を悼み、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

あなたが急逝されてから、はや1か月余りが過ぎ、本日の定例会の開催に当たり、議席に飾られた花を見て、あらためてありし日のお元気なお姿が思い起こされます。

あなたは、実直かつ温厚、誠実な人柄で、多くの町民の信頼と支援を受け、平成7年に天王町議会議員として初当選され、以後3期町議会議員として郷土の発展に献身されました。

町議会議員として文教常任委員会副委員長、総務常任委員会副委員長、そして産業建設常任委員会委員長、議会運営委員長の要職に就かれ、その手腕をいかんなく発揮されました。

また、政務活動においては、まさしく志を同じくする議員有志と同志会を設立し、会長としてご活躍されました。

その後、平成17年の天王町・昭和町・飯田川町の3町合併により初代の潟上市議会

議員として、在任特例期間中は文教常任委員会委員として新市の礎を築くことにご尽力され、さらに、新市初めての市議会議員選挙では多くの市民の熱い支持に支えられ見事に当選され、文教常任委員会委員としてその職責にご活躍されました。

村井議員は、市議会議員として「終始一貫した政治姿勢と信念」を持たれ、その信念と姿勢に基づく一般質問や委員会などの姿が彷彿されます。

一方、天王町農業委員会の会長職を6年余り務められ、その手腕を生かして平成17年からは議会推薦の農業委員会委員として農業振興発展に傾注されました。

村井議員が町政、市政発展のためにささげられました尊い精神とご労苦は、とこしえにとどめられるものと存じます。

私たちは、志半ばでご逝去された村井議員の意志を引き継ぎ、我がふるさと「潟上」を愛し、住みよい環境づくりに邁進し、潟上市政の進展、潟上市議会の発展に尽くす決意を新たにし、ここにお誓いするものであります。

本日ここにあなたの生前の議場におけるご活躍の雄姿をしのび、これまでの数々のご功績に敬意と感謝の意を表わすとともに、謹んで哀悼の誠をささげ、安らかなご冥福をお祈り申し上げまして追悼の言葉と致します。

平成19年6月8日 潟上市議会文教常任委員会 委員長 佐藤恵佐雄

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

.....
午前10時08分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

次に、これより本会議に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番菅原久和議員および17番中川光博議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は去る6月1日議会運営委員会において審査の結果、

本日8日から15日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から15日までの8日間と決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

- 議長(藤原幸作) 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略致します。

次に、議会運営委員長から報告を行います。5番。

【議会運営委員長の報告】

- 議会運営委員長(澤井昭二郎) 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、5月28日、6月1日に委員、正副議長、6月5日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営について報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第1号から第3号、承認第1号から第4号については本会議にて、議案第41号、第42号は社会厚生常任委員会へ付託、議案第43号は文教常任委員会へ付託、議案第44号、45号は産業建設常任委員会へ付託、議案第46号は本会議にて、議案第47号から議案第52号の補正予算(案)については所管の委員会へ付託、同意第1号から3号については本会議にて、という区分で行なうことと致します。

請願・陳情については、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、陳情文書と一緒に連合秋田・男鹿南秋地区連絡会より提出されておりました要請書をお配りしております。議会での採択、意見書の提出の要請内容ではありませんが、議員各位におかれましては要請の趣旨をご理解いただきたいと思います。

大綱質疑について申し上げます。

各常任委員会へ付託予定のものについては、所管の常任委員会の委員は大綱質疑では質疑を行なわないことと致します。これについては、本議会は委員会中心主義をとっており、委員会で詳細にわたり十分に審議する場面があることをご理解願いたいと思います。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、11番藤原典男議員より通告がありましたので、11日に行なうことと致します。

次に、議会推薦の農業委員会委員について申し上げます。

議会推薦の農業委員会委員が1名欠員となり、市長名で推薦の依頼文書がきておりますので、日程として取り扱うこととしております。

視察研修について申し上げます。

この内容については、常任委員会正副委員長会議、会派代表者会議で説明しておりますが、議員派遣の件として日程として取り扱うこととしております。

議会の活性化について申し上げます。

6月1日付で議会運営委員会に議会活性化について議長より諮問を受けております。皆様のお手元にその写しを配付しておりますが、概要を説明致します。

1つめの「議会運営に関すること」であります。質疑について、現在の大綱質疑、一般質問、委員会審査、委員長報告に対する質疑に加えて、他市で行っている総括質疑の実施について調査・研究すること。

総合発展計画や新市建設計画など重要施策が進められていく上で、議会として政策提言をしていくために、今後どのような特別委員会の設置が検討されるかを調査・研究すること。この2点であります。

2つめの「広報公聴に関すること」であります。これは他市で既に実施している各地域へ出向いての議会報告会の実施についての調査・研究を進めることについてであります。

3つめの「政務調査費に関すること」であります。他市の事例と政務調査費に関する最新の動向、状況を調査・研究することでありま。

いずれの項目についても「本議会ではどう取り組むべきか」について、議会運営委員会での意見をまとめるよう諮問されております。

これらの諮問事項については、12月定例会をめぐり答申をまとめ、報告したいと存じますので、宜しくお願い致します。

議長交際費の公開について申し上げます。

議長交際費の公開については、市長交際費と整合性をとるべく調整を進めてまいりました。このたび議長交際費支出情報の公開に関する要綱を定め、議会だよりで公表する

こととしております。

クールビズへの対応について申し上げます。

既に皆様に連絡しておりますが、今年度も本議会はクールビズ対応をしております。

以上申し述べて議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成19年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、3月定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、お手元に名簿をお届けしておりますが、4月1日付発令の部長職を私から紹介をさせていただきます。

まず、地方自治法の一部改正によって助役から副市長となりました鑑 利行であります。会計管理者となりました門間綱悦であります。総務部長の肥田野耕二であります。福祉保健部長の丸谷 昇であります。水道局長の澤井 昭であります。議会事務局長の門間裕一であります。選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局の中泉作右衛門であります。

なお、課長級については割愛をさせていただきます。

次に、国体関係について申し上げます。

「秋田わか杉国体」開催まで、あと113日となりました。国体の成功のかぎを握るといわれております民泊については、市内50組織において民泊協力会が設立され、市民皆様のご協力に衷心より感謝申し上げます。

4月24日には、民泊協力会会長会議を開催し、国体開催までの準備作業や来訪する選手・監督をお世話するための業務内容等を確認しております。また、各拠点施設での相撲・レスリング競技の選手・監督に提供する献立の講習会もあわせて開催しております。

今後は、民泊協力会ごとに独自のアイデアを盛り込んだスケジュールを立てながら、

地域からもより一層盛り上げていただきたいと思います。さらには市民ボランティアの方々を対象に基礎研修会も予定しております。

また、このたび潟上市認定農業者協議会より国体開催時に来訪する大会関係者に潟上市で収穫した新米をプレゼントすることを決定いただき、同協議会会員のほ場での田植えの様子が報道されております。

また、4月19日に秋田県レスリング協会から開催要請がありました「日米高校親善レスリング大会・秋田大会」を6月28日、本市昭和体育館を会場に開催することになりました。本大会を招致することで市民や市内小・中学生との国際交流、さらには試合観戦等を通じて国体の盛り上がりを図りたいと存じます。その関係予算を計上致しております。

次に、昭和工場団体への企業の立地について申し上げます。

自動車関連リサイクル企業の「有限会社大晃商事」が本年9月の操業を目指し施設を建設中であります。この立地によって同団地では9社が操業を致すこととなります。

また、既設の「株式会社フレッシュダイナー」では、本市工場等設置奨励条例による奨励措置の適用を受けて工場製造棟を増設するほか、「フカイ工業株式会社」と「秋田秋印運輸株式会社」で合わせて24名が雇用奨励金の対象となるなど雇用の拡大が図られております。

次に、消防組織等の統合について申し上げます。

昨年の通常国会において、市町村の消防の広域化を推進するための消防組織法の改正が行われ、基本指針が示されました。これにより、県は遅くとも平成19年度中に推進計画を策定し、平成24年度までをめどに広域化を実現することとしております。このことを受けて去る5月1日、昭和庁舎において男鹿市長、南秋田郡内4町村長と協議し、男鹿地区消防一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合、五城目町消防業務等の3組織を平成20年度後半の統合に向けて具体的なすり合わせを行うことで合意致しました。

現在のところ、湖東地区行政一部事務組合が葬斎に関する業務を行っているなどいくつかの異なる点があるものの、統合により災害発生時における初動体制の強化、統一的な指揮のもとでの効果的な運用、器材の充実化等のスケールメリットが期待できることから、早期に具体的な協議を行ってまいりたいと存じます。

次に、行政改革の取り組みについて申し上げます。

合併して3年めの今年は、改革の正念場と位置づけており、潟上市行政改革推進委員

会に新たに専門的見地から2名の委員を委嘱し、計14名の組織として協議検討していくこととしております。

行政改革大綱にあります市民に開かれた市政の推進、簡素で効率的な行政運営の確立、地方分権に対応できる行政システムの構築、健全な自治体経営の推進等に向けて職員の意識改革と情報公開の推進等に努めつつ効率的な市民サービスの提供と行政改革のスピード化に、より精力的に取り組んでいく所存であります。

なお、本年4月1日付で機構の見直しを行っております。今後も行政改革大綱に基づき、より効率的な行政機構の構築に取り組んでまいりますので、宜しく願い申し上げます。

次に、潟上市自治会長会議について申し上げます。

平成19年度潟上市自治会長会議を5月17日天王公民館で開催致しました。当日は、市からの協力依頼事項や連絡事項について話し合いを致しております。自治会の活性化はまちづくりの原点であり、より地域コミュニティが深まるよう支援してまいりたいと存じます。

次に、庁舎建設について申し上げます。

市役所庁舎建設に関し市民の広範な意見を反映させるため、3名の公募委員を含めた15名の委員で構成する「潟上市役所庁舎建設検討委員会」を設置し、6月4日に第1回めの検討委員会を開催し、庁舎建設の基本方針などについて話し合いをしております。

次に、旧天洋跡地について申し上げます。

当跡地は、旧昭和町で踏切問題の解消や地元商店街を含めた地域活性化のための活用を目的に取得したもので、合併時において潟上市に引き継がれ、普通財産として管理しております。

この利活用について市民の広範な意見を反映させるため「旧天洋跡地利用検討委員会」を設置し、利用方法等を協議検討していくこととしており、現在、委員会開催に向けて鋭意事務作業を進めているところであります。

次に、市長交際費の公表について申し上げます。

昨年12月定例会の行政報告でお示ししましたとおり、市政運営の一層の透明性を図るとともに市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、市長交際費の使途について今年度から公表しております。1か月の支出状況を分類ごとに取りまとめ、広報で公表することとし、4月分市長交際費は6月1日発行の広報に掲載しております。

次に、市税の収納対策について申し上げます。

財政の基盤である市税収入と納税の公平性を確保するため、滞納整理の新たな取り組みとして、本年7月から自動車・美術品等の動産の差し押さえを実施致します。

対象者は、再三の催告にも応じない市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税を滞納している個人及び法人であります。

また、差し押さえをした動産・不動産につきましては、ヤフー株式会社が提供するインターネットオークションシステムを利用して10月から公売を行う予定で準備を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度について申し上げます。

県内すべての市町村が加入しております広域連合と市町村の間で資格等の各種情報システムの連携を図るため、新たな電算システムを構築するための関係予算を計上しております。

なお、本年8月から初期データの移行、9月から運用試験、11月から異動情報の連動を開始する予定となっております。

次に、潟上市国民保護計画について申し上げます。

本計画は、市の地域における武力攻撃事態等に対処するため、平素からの備えや予防、応急対策及び復旧・復興対策について県や地方行政機関等を含めた総合的かつ計画的な対策を定めております。また、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置（緊急対策保護措置）を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを目的としております。

策定までの経過については、関係機関から選任致しました20名の方々を潟上市国民保護協議会委員に任命し、平成18年11月30日に第1回の協議会を開催し、その後必要の都度、各委員から計画案について検討していただきました。

また、本計画案を公表し、本年2月16日から3月5日までパブリックコメント（住民からの意見募集）を行っております。

これらを含め3月20日、最終の協議会を開催し、計画案の諮問・内容説明の後、協議会会長から本市の国民の保護に関する計画についての答申をいただきました。

これを踏まえて国民保護法の規定により県と協議した結果、3月26日付にて異議がない旨の回答を得て、成案として本計画書を策定致しましたので今定例会に報告するものであります。

次に、地域包括支援センターについて申し上げます。

高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として本年4月から地域包括支援センターがスタートしております。開設から2か月が経過しましたが、順調に運営されております。今まで以上に関係機関と連携・協同し、支援をしてまいりたいと存じます。

次に、地域密着型サービスの整備状況について申し上げます。

第3期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように地域密着型サービスを平成20年度から実施するため、そのサービス事業者を市広報3月1日号で公募致しました。

公募したサービスについては、小規模多機能型居宅介護に3事業者、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養）に1事業者の応募がありました。公募申請書類を地域密着型サービス事業審査会及び同運営委員会で審査・協議し、その結果を踏まえて選定事業者を「医療法人正和会」と致しました。この後さらに平成20年2月末までに指定申請書を受理し、再度運営委員会での協議を経て、今年度中にサービス事業者を指定することとしております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに稲作の状況につきましては、好天に恵まれ耕起・代かき作業、また、育苗においても順調に推移しております。田植えの盛期は5月13日以降でしたが、今後は初期生育を確保する上で適正な水管理の実施のほか、いもち病などの発生を施ぐため、余り苗の早期処分や適期防除を呼びかけるとともに、良質米の安定生産の基礎となる肥培管理を徹底してまいりたいと存じます。

本年度から導入される「品目横断的経営安定対策」にかかわる加入申請手続きについては、事前に説明会を開催し、遺漏のないよう進めておりますが、対象となる農業者ならびに営農組織などの経営体にとりましては、申請の手続きにかかわる事務量がかなりの負荷となっております。実質的な締め切りは7月2日までですが、今後とも農政事務所・県・農協・集荷業者と連携しながら加入手続きが円滑に進むよう指導・協力してまいります。

次に、米の生産目標に向けた取り組みについては、本年度の生産数量目標12,329トンが配分されております。これによる実質転作面積は1,086ヘクタールとなり、助成要件に基づく大豆転作団地の面積は546ヘクタールで50.3%の団地化率となる見込みであります。

果樹については、和梨の主力品種「幸水」が平年よりやや遅い5月9日に、「豊水」は5日が開花盛期となっております。

平成16年の台風による塩害の影響も徐々に解消され、目標の着果量は確保される見込みであります。今後は秋の収穫に向けて防除の徹底等に努めてまいります。

花きの輪菊については、定植後の低温等により生育が若干遅れぎみであります。今後は適期・適量出荷に努めるとともに、病虫害の徹底防除を実施するよう指導に努めてまいります。

また、今年は6月22日から2日間、本市と秋田市・男鹿市を会場に「第36回秋田県花き生産者大会」が開催されます。今回は農薬が制限されるポジティブリスト制度導入による環境に配慮した栽培方法への転換や消費者の多様なニーズへの対応を中心議題として、生産者と関係者が一堂に会して花き生産の方向性を研さんするもので、その成果が期待されます。本市としては、この大会に地元生産農家とともに協賛することで今後の花き生産振興につなげてまいりたいと存じます。

次に航空防除であります。昨年はポジティブリスト制度が導入され、稲作以外の他作物に対する農薬飛散防止対策を講ずる必要性から、登録範囲が広いカメムシ防除を中心とした散布時期・回数に配慮した防除を実施致しました。結果、いもち病やカメムシによる影響はほとんどなく、これまでカメムシによる影響が大きく品質が懸念されていた昭和・飯田川地区においても1等米比率が向上致しました。

このような実績を踏まえて本年度は有人へりを基本としながら無人へりと連携した、きめ細かな防除を実施してまいりたいと存じます。

次に、品目横断的経営安定対策と車の両輪に例えられる「農地・水・環境向上対策」が市内4地区で本年度から5か間にわたり実施されます。この事業は、地域の農業者のみならず自治会を中心とした関係団体とともに活動するもので、既に主要な農業用排水路や農道の補修・整備、住宅地周辺の環境保全に向けて成果を上げている組織もあり、活動自体が地域の活性化につながる手だてとなることが期待されます。今後も組織の安定と活動の定着化を図るため支援してまいりたいと存じます。

次に、松くい虫の防除対策について申し上げます。

本年度、県では松くい虫被害の蔓延を防止するため、本市と秋田市の民有林を対象として、法律に基づく特別抜倒駆除の措置命令を出しております。

本市の対象地は追分西地区の約37ヘクタールで、今後被害木を特定し、害虫が羽化す

る前に県の代執行により処理する予定となっております。

また、被害木が多く見られる天王地区では、市が行う特別抜倒駆除とは別に、国体開催の前に潟上市建設産業協会の協力のもと、地元自治会が中心となったボランティア活動で処理する計画があり、市としても「秋田のみどり再生運動」に取り組んでいる秋田経済同友会と連携し、同会の助成措置などを活用しながら運動の展開を支援してまいりたいと存じます。

次に、「天王温泉くらはら」について申し上げます。

本施設は、平成10年10月に県内の公共温泉施設としては最大級の規模で誕生し、市民を初め広く親しまれておりますが、最近この10年間の温泉のくみ上げによってケーシングパイプ（温泉をくみ上げる揚湯管の外管）のスリット部分（孔あき部分）に鉄分等が付着したことに起因すると思われる温泉水の取水低下が見られます。また、ジャグジー（気泡浴）風呂やトイレ等には温泉水とは別に地下水を使用していますが、これも取水管周辺の砂質層が目詰まり状態となり、井戸の位置を移す必要性が生じております。

このため温泉水については状況を技術者と協議中であり、その結果を受けて具体的な対策を講じてまいりたいと存じます。

また、地下水については、現在の井戸に近接する市有地に新たな井戸を求めたいと考えており、この関係予算を計上しています。

次に、追分長沼地区のアキタ電子天王工場跡地の宅地開発の件について報告します。

アキタ電子天王工場跡地（面積約39,000㎡）については、平成18年4月、公有地拡大に関する法律の規定による届け出がなされており、本年4月17日付で開発行為許可申請書が市を経由し県へ提出され、4月27日付で県知事から許可されております。

開発事業者は、秋田市の（株）財産コンサルティングで、開発用途は住宅分譲126区画の計画であります。造成工事は4期に分けて実施予定で、最終の完了予定は平成22年5月31日までの計画となっております。

なお、この開発計画は規模が大きいことや完了まで長期間かかることから、5月8日に追分地区各町内会長への説明会を職員同席のもと実施しております。

次に、都市計画マスタープランの策定状況について申し上げます。

本年度は、これまでの調査・検討結果をもとに市民懇談会を開催し、都市計画制度や現都市計画の現状と抱える課題、問題点等を説明し、市民の生の声を生かした都市計画マスタープランの策定を目指すとともに、県、秋田市や関係行政機関との事前協議を致

しながら都市計画の整備、検討を進めてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

去る5月11日「学校づくりの中で、思いやりの心をもって、自ら行動できる子供を育てる」を目標に、潟上市全体の教育環境と学校環境、学習環境のあり方等を検討していただくため、「潟上市学校教育環境適正化検討委員会」を設置致しました。

検討委員には、市内から20名の有識者の方々を委嘱し、1年以内で答申をいただくこととなっております。

次に、平成18年度各会計の決算につきまして、現在計数整理中ではありますが、その概要を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額約129億円、歳出決算見込額約123億6,000万円、翌年度へ繰り越すべき財源945万9,000円を差し引いた実質収支見込額は約5億3,000万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約400万円、介護保険事業特別会計で約4,400万円、下水道事業特別会計で約3,200万円となっており、その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっておりますが、老人保健特別会計では286万4,000円の歳入不足となったため、平成19年度会計より同額を繰り上げ充用し対応しております。

また、水道事業会計では3,832万9,000円の純利益となっております。

以上が平成18年度各会計の決算概要であります。

また、本定例会には平成18年度潟上市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてほか3件の報告、潟上市市税条例の一部改正条例ほか4件の専決処分の承認、議案として潟上市国民健康保険税条例の一部改正条例（案）ほか5件の条例案、井川町・潟上市共有財産管理組規約の一部変更、平成19年度一般会計ほか各会計補正予算（案）5件、人事案件として教育委員会委員の任命についてならびに人権擁護委員候補者2名の推薦について上程しております。

なお、平成19年度の各会計補正予算案については、担当部長から予算大綱で説明させます。

以上が行政報告ならびに今定例会に上程しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げまして行政報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第5、報告第1号 平成18年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

- 議長（藤原幸作） 日程第5、報告第1号、平成18年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。肥田野総務部長。

- 総務部長（肥田野耕二） それでは私の方から、報告第1号を申し上げます。

平成18年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

平成18年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

ご説明を申し上げます。2ページをご覧ください。

本表は平成18年潟上市一般会計繰越明許費繰越繰越計算書でございまして、今年3月に繰越明許をしたものでございます。

事業名は8件で、本年に繰り越した額の合計は5,341万3,000円で表に記載しておりでございます。

以上でございます。

- 議長（藤原幸作） これから報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- 議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから報告第1号を採決致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって報告第1号は、原案のとおり可決されました。

【日程第6、報告第2号 平成18年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

- 議長（藤原幸作） 日程第6、報告第2号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、報告第2号について申し上げますが、その前に私の方からお願いがございます。今日、私の名前で皆さんの方にこの報告第2号の訂正差し替えの申し出をしております。前に配付したことについては変更になりまして、今日配付した議案でご説明しますので、宜しくお願ひしたいと思います。

それでは、報告第2号について申し上げます。

平成18年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成18年度潟上市下水道事業会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

内容は、事業名は1件で、本年に繰り越した額の合計は2,011万6,000円でございます。翌年度繰越額は1,903万2,000円となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより報告第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより報告第2号を採決致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって報告第2号は、原案のとおり可決されました。

【日程第7、報告第3号 潟上市国民保護計画について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、報告第3号、潟上市国民保護計画についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第3号について、当局より説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） おはようございます。

報告第3号、潟上市国民保護計画について、ご報告致します。

秋田県の国民の保護に関する計画に基づき潟上市国民保護計画を作成したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、別冊のとおり報告する。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

既に皆様に配付しておりますが、潟上市国民保護計画につきましては、先ほど市長が行政報告の中でも申し上げておりますが、本計画は市の地域におきます武力攻撃事態等に対処するため、平素からの備えや予防、応急対策および復旧・復興対策について、県や地方公共機関等を含めた総合的かつ計画的な対策を定めております。

また、市民の生命、身体および財産を保護する責務に鑑み、国民保護措置を的確、迅速に実施し、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを目的としております。

この国民保護計画は、規定にのっとりまして住民からの意見募集等を行うことになっており、今年2月16日から3月5日までパブリックコメント、これは住民からの意見募集でございますが、行っております。3月20日には潟上市国民保護協議会を開催し、保護計画案の諮問、内容説明の後、協議会会長から本市の国民の保護に関する計画についての答申をいただいております。

これらを踏まえまして国民保護法の規定により、県と協議した結果、3月26日付で異議がない旨の回答を得ましたので、成案として本計画書を策定し、今定例会にご報告致します。

以上であります。

- 議長（藤原幸作） ただいまの報告は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、市長より議会に報告したものであります。それによりますので、質疑、採決等はございません。

【日程第8、承認第1号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）】

- 議長（藤原幸作） 日程第8、承認第1号、専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。肥田野総務部長。

- 総務部長（肥田野耕二） ただいま上程されました承認第1号について申し上げます。

これは専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願いします。

専決処分書

潟上市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものであります。

8ページをお願いします。

潟上市条例の一部を改正する条例

潟上市条例の一部を次のように改正するものであります。

なお、この関係の新旧対照表につきましては皆さんの方にこの参考資料の1ページから9ページまで記載しております。

専決処分の年月日は、平成19年3月30日となっております。

主な内容につきまして、ご説明を致します。

この専決処分は、地方税法等の一部改正により、住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置が創設され、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの4年間、この間に一定のバリアフリー改修が行われた住宅について、100㎡を限度として翌年度分の税額を3分の1減額するというものです。減額措置を受けるためには、バリアフリー改修を行った住宅に65歳以上の者、あるいは要介護認定、もしくは要支援認定を受けている方、障害がある方、その居住する既存住宅で工事費の自己負担額が30万円以上のものとなっているものです。

なお、一定のバリアフリーとは廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差、こういう解消などが対象となっているものでございます。

この条文のこれ以外の関係の条文、条項につきましては、附則の方にあったものが本法附則ということになりまして、こちらの方に整理をした規定となっているものです。

10ページでは附則のことですが、この条例の施行期日は、第1条でただし書き以外、を除いて平成19年、今年の4月1日となっております。

この改正関連につきましては、直接市民にもひびくということもございまして、今後、潟上市発行の広報で周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第1号を採決致します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって承認第1号は、原案のとおり承認されました。

【日程第9、承認第2号 専決処分の承認について(潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)】

○議長(藤原幸作) 日程第9、承認第2号、専決処分の承認について(潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長(菅生一也) 承認第2号、専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成19年3月30日 潟上市長 石川光男

14ページをお願い致します。

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。

第4条第2項および第16条第1項中「53万円」を「56万円」に改める。

別表第1表中「53万円」を「56万円」に改める。

このことについては参考資料の10ページをご覧くださいと思いますが、地方税法施行令の一部改正によりまして国民健康保険税の医療分課税限度額が53万円から56万円に引き上げられるものでございます。これによりまして平成18年度当初で限度額を超える157世帯から平成19年につきましては、現在の試算では140世帯ですので17世帯の減となる見込みでございます。

附則

施行期日

1、この条例は平成19年4月1日から施行する。

適用区分

2、改正後の潟上市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以降の年度分について国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより承認第2号について質疑を行います。11番。

○11番（藤原典男） ただいま説明がありましたけれども、課税の限度額を53万円から56万円にすると、改めるその理由は、考え方は何なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） お答え申し上げます。

なぜ今引き上げなければならないかということになりますが、改正理由につきましても国民健康保険税は社会保険料としての性格を有するため、課税額が過度に高くないよう上限となる課税限度額を定めております。

その一方、課税限度額を超過する分の保険税は、法律の改正によりまして、厚生労働省におきましては、毎年度試算を行い、見直しについて判定しております。その中で最近の限度額の適用を受ける世帯数が全世帯中に占める割合が5%を超えないように適宜見直しを行うこととしており、今回このルールに当てはめた結果として53万円から56万円に引き上げるものでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 今、法律行為という回答でございましたけれども、この裏にはやはり私思うのですけれども、所得の高い方にはやはり多く国民健康保険税を納めてもらうというところで限度額を3万円引き上げたのではないかと私思うのですけれども、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 宮田課長。

○市民課長（宮田隆悦） ご質問にお答え致します。

先ほどもお話ししましたように、地方税法の改正に伴うものでございますが、ただ、先

ほども話しましたように社会保険料としての性格が非常に国民健康保険税もあるということを考えまして、今回指導によります5%以内にしたいということで設定したことでございます。

ちなみに潟上市の場合は157世帯が53万円の場合ありまして、19年度におきましては140世帯ほどになると予定しております。それに伴う税収でございますが、4,580万円ほどではないかなというふうになっておりますので、ひとつその点宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 聞いたのですけれども、もっとかみ砕いて言えば、お金に余裕のある方は国民健康保険税を多く支払っていただいて、それで全体をやはり支えていくということで引き上げたのではないかなということなのですから、その点についてはどうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 宮田課長。

○市民課長（宮田隆悦） ご指摘のとおりであります。ただし、その中で中間所得層の負担が荷重にならない、低所得者の方が過剰にならないような配慮もしているということもわかってもらえればいいと思います。

以上であります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第2号を採決致します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって承認第2号は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩致します。

再開は11時15分と致します。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第10、承認第3号 専決処分の承認について（潟上市立保育所を調布市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）】

○議長（藤原幸作） 日程第10、承認第3号、専決処分の承認について（潟上市立保育所を調布市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。山平教育次長。

○教育次長（山平 東） おはようございます。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願いします。

専決処分書

潟上市立保育所を調布市が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の第3第2項の規定に基づき、潟上市と調布市との間において協議することについて、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成19年4月24日 潟上市長 石川光男

今回の専決処分は、調布市の3歳の男の子が追分保育所に広域入所をしたためのものでございます。

入所期間は平成19年5月1日から平成20年3月31日まででございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第3号を採決致します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって承認第3号は、原案のとおり承認されました。

【日程第11、承認第4号 専決処分の承認について（平成19年度潟上市老人保健特別会

計補正予算（第1号）】

○議長（藤原幸作） 日程第11、承認第4号、専決処分の承認について（平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、ただいま上程されました承認第4号、専決処分の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

次のページをご覧ください。

専決処分書

平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものでございます。

平成19年4月18日 潟上市長 石川光男

別冊の1ページを見ていただきたいと思います。

平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）をご覧ください。本1号は、本年4月18日に専決したものでございます。

内容は、平成18年度の不足額を平成19年度から286万4,000円を繰り上げ充用金として精算するものでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第4号を採決致します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって承認第4号は、原案のとおり承認されました。

【日程第12、議案第41号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、議案第41号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第41号について、当局より大綱説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 議案第41号についてご説明申し上げます。

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年6月8日提出 潟上市長

提案理由でございますが、国民健康保険税について医療費の動向および所得の状況等を勘案しながら税率の均一化を図るため、段階的に調整することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

比較対照につきましては、参考資料の12ページをお願い致します。

別表第1から別表第4までを次のように改めるものでございまして、旧町のそれぞれの国保税率の統一を図る中で適切な税率を定める必要がありましたので、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、具体的な改正部分についてご説明致します。

まず、医療分の所得割についてでございますが、天王地区は11.1%から11.3%、昭和地区は9%から10.2%、飯田川地区が8.0%から9.0%になります。

次に資産割でございますが、天王地区は35%から25%に、昭和地区は15%から12.5%、飯田川地区が16%から12.5%になります。

次に均等割ですが、天王地区は2万6,000円から2万7,000円に、昭和地区は2万2,000円から2万3,500円、飯田川地区は2万4,000円から2万5,000円となります。

次に平等割でございますが、天王地区は3万5,000円から3万4,000円、昭和地区は3万5,000円から3万4,000円、飯田川地区が3万1,000円の据え置きとなります。

次に介護分の所得割についてでございますが、天王地区は1.35%から1.8%、昭和地

区は1.1%から1.5%、飯田川地区が1%から1.5%になります。

次に資産割でございますが、天王地区は4%から3%、昭和地区は4%から3%、飯田川地区が5.5%から4.4%になります。

医療分についての以上の改正案で試算を致しますと、平成18年度当初の1世帯当たりの調定額を比較しますと、天王地区では235円の増、昭和地区では6,471円の増、飯田川地区では5,849円の増となります。これはあくまでも1世帯当たりの平均で18年度との比較ですから、必ずしも全世帯が増額になるということではありません。

なお、税率改正案に対しましては、市の国民健康保険運営協議会に諮問を行い、過日、税制改正は妥当であるとの答申をいただいております。

附則

施行期日

1、この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

適用区分

2、改正後の潟上市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第41号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 国民健康保険税については、最終的には資産割を外すということで今調整中ですけれども、前にも聞きましたが、所得割、均等割、平等割をどのようなところに収めようとしているのか、その案がもうできているのか、それに向かって今進んでいるのかということを知りたいと思います。そのことと、そうでなければ、あと単年度ごとにいろいろな今の経済状況とか収納状況とか医療費の関係の推移を見ながら最終的に決めるのかということもお聞きしたいと思います。

それから、この税率によれば19年度は前の年と比べて歳入の関係はどうなるのかということも、同じ程度になるのか、そのこともお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田市民課長。

○市民課長（宮田隆悦） それではご質問にお答え致します。

ご承知のように国保税は、医療費に見合う賦課総額の中で確保していくということが基本でございます。そして収支の均等を図るものでありますので、毎年の国保の加入者の収入状況、国保税の収納率の方向等を定めて考えて決定をしております。

ご質問にあります資産割を撤廃した場合でございますが、現行の状態を考えると置きかえますと、最終的に所得割が12.1%です。それから均等割が2万8,500円、平等割が2万4,000円となる見込みで今試算しております。

それに伴いまして、それから今回の税率改正の中でどのぐらいの増収になるかといいますと、試算によりますと国保の不足分が5,000万円ほどでございますので、それを検討致しております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。11番。

○11番（藤原典男） 最終的な案はわかりましたけれども、最後の財政の関係ちょっと聞き漏らしたので、もう一回お答え願いたいと思います。すみません。

○議長（藤原幸作） 宮田市民課長。

○市民課長（宮田隆悦） ご質問にお答え致します。

19年度の方の医療費の推計を見ますと、18年度におきましては7億8,200万円ほどでございます。19年度は8億3,200万円ほどになるのではないかなということで、約5,000万円ほどの収入不足が見込まれているということでの今回の税率改正でございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第41号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第13、議案第42号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第13、議案第42号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第42号について、当局より大綱説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 22ページをお願い致します。

議案第42号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）でございます。

潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、昭和・飯田川地区における防災行政無線施設整備の完了および天王地区への設備の一部増設が完了したため、関係部分を改正するものでございます。

潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）でございます。

潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を次のように改正するものでございまして、参考資料の15ページをお願い致します。

昭和・飯田川地区におきます防災行政無線施設整備によりまして設置条例の一部を改正するもので、これに伴いまして親局の遠隔装置が3か所の増、子局が30局の増となりまして、子局全部につきましては75局になるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第42号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。13番。

○13番（佐藤 昇） 24ページをお開き願いたいと思います。その設置箇所が出ているわけですが、9段めに「三軒屋ことぶき荘地内」とありますが、三軒屋のことぶき荘地内には防災無線が設置されておられません。現在設置されておるところは個人の私有地であります。

○議長（藤原幸作） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりあそこは個人の宅地になってはいますが、今回、条例の一部変更に伴いまして、その訂正する分についてはうちの方のミスでございます。

○議長（藤原幸作） 13番よろしいですか。13番。

○13番（佐藤 昇） これは部長さん、その経緯についてはよくわかっているわけで、あそこはもう数年前から分館とともにそのことぶき荘に移動したということありまして、ご承知なはずでございまして、もう今、これは前からわかっていることで、こう書かざるを得ないというような判断だということは少しちょっとおかしいなと思いますが、さ

らに、これは具体的には申し上げませんが、個人の所有者はこれを移動してくださいと前々から言っておりますが、これは法律上でこのものはどういうふうになるのですか。

○議長（藤原幸作） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） お答え申し上げます。

前から指摘されておまして、うちの方でもいろいろ検討してありましたけれども、会検が終わり次第検討したいということは前に事務段階では申し上げていると思います。この後、経費も非常にかかり増しというんですか、移設にも結構経費がかかりますので、この後検討させていただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第42号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第14、議案第43号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第14、議案第43号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第43号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。山平教育次長。

○教育次長（山平 東） 議案第43号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由と致しまして、大規模放課後児童クラブを分割し、より充実した放課後児童健全育成を行うため、条例の関係部分を改正するものでございます。

また、厚生労働省の方からは、放課後児童クラブ1クラブ当たりの児童数71人以上となる施設については、国庫補助金の対象外とするので当該施設を既に計画している場合には2クラブ分、1クラブ当たり児童数70人以下として協議されたいとのことから、条例の一部を改正するものでございます。

27ページをお願いします。

潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）

潟上市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

別表中「てんのう児童クラブ」の項の次に次のように加える。てんのうA児童クラブ、位置は潟上市天王字児玉82番地、潟上市立天王小学校内でございます。

このことについては、参考資料で説明したいと思いますので、20ページの方をご覧ください。

新旧対照表をご覧ください。

右側の方に現行、旧別表ですが、現在6児童クラブを設置しております。保育の児童数は、おいわけ児童クラブが40人、でと児童クラブが30人、てんのう児童クラブが82人、とうこ児童クラブが17人、大久保児童クラブが29名、飯田川児童クラブが28人となっております。

左の方の改正案として、てんのう児童クラブの児童数が82人であります。大規模となっておりますので、てんのう児童クラブを分割し、新たに天王小学校内にてんのうA児童クラブを設置し、より充実した児童の健全育成を行うことと、国庫補助事業に対象するためであります。これによっててんのう児童クラブの児童数は50人、そしててんのうA児童クラブが32人として運営してまいります。

附則この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 以上で説明を終わります。

これから議案第43号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第43号については、文教常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第44号 潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について 及び 日程第16、議案第45号 潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第15、議案第44号、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）についておよび日程第16、議案第45号、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第44号および議案第45号について、当局より大綱説明を求めます。伊藤産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） それでは、ただいま上程になりました議案第44号、それから議案第45号について申し上げます。

はじめに議案第44号ですけれども、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用している箇所があるため条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願いします。

潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）でございますけれども、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条中の「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第15ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改めるものでございます。

なお、この条例は平成18年度に県から市への権限移譲に伴って同年4月1日より施行されているものでございます。優良宅地造成認定制度は、開発許可を受けた土地以外の土地の譲渡において開発許可の技術基準と同様の水準を当該造成宅地に備えていることの認定を受けることにより開発許可を受けたときと同様の所得税もしくは法人税の優遇措置を受けることができる制度でございます。

今回の一部改正は、本条例が引用している租税特別措置法第31条および第62条中に防災再開発促進地区に関する条文が追加されたことにより条文の番号が変更になったことに伴うものであり、条例の内容には変更ありません。

次に、議案第45号ですけれども、潟上市優良住宅新築認定手数料の徴収条例の一部を改正する条例（案）についてでございますけれども、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男 でございます。

提案理由でございますけれども、これも所得税法の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用している箇所があるため条例の関係部分を改正

するものでございます。

次のページでございます。

潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

これも第1条中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、それから「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改めるものでございます。

この条例も先ほどの議案第44号と同じく県から市に移譲されて、伴って同年4月より施行されているものでございます。

なお、議案第44号、それから第45号のこの2つの条例でございますけれども、本市において該当する地域は天王地域における無指定地域におけるものでございます。

それから、改正の条例案の新旧対照表は参考資料のページ、21ページから24ページに載せてありますので、後でご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

議案第44号と第45号は一括議題としたわけでありますが、これより議案第44号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第44号については、産業建設常任委員会に付託します。

これより議案第45号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第45号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第17、議案第46号 井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部を変更する規約について】

○議長（藤原幸作） 日程第17、議案第46号、井川町・潟上市共有財産管理組合の規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第46号について、当局より提案理由の説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） ただいま上程されました議案第46号についてご説明申し上げます。

井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部を変更する規約について申し上げます。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されたことに伴い、井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部を変更する必要があることによるもので、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページの別紙でございますが、井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部を変更する規約（案）。

井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部を次のように変更するものであります。

主な内容につきましては、皆さんに配付しております参考資料の25ページに新旧対照表も載っています。簡単に主な内容を説明したいと思います。

第8条第1項中「、助役及び収入役」を「及び副管理者」に、同条第3項中「助役」を「副管理者」に、これに関連するところの改正が主なものと、第10条の1項では「吏員、その他の」とあるのを削るということでございます。さらに、会計管理者の条文を加えたという内容となっています。

附則施行は知事の許可を受けた日からとなっております。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩致します。再開は1時半と致します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

【日程第18、議案第47号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、議案第47号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第47号について、当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、ただいま上程されました議案第47号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

内容については別冊のとおりでございます。平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元の別冊の補正予算をお開き願いたいと思います。それでは、大綱の説明を致します。

1ページですが、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第1号）。

第1条でございますが、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億2,675万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ118億6,475万1,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正となっております。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男でございます。

はじめに歳入について主なものをご説明します。

9ページをお開き願いたいと思います。

13款2項1目民生費国庫補助金は418万円の増額であります。これは後期高齢者医療制度創設に伴う電算システムの導入および改修に対する補助金で、補助対象事業費の

2分の1を計上しております。

今回の補正の財源については、この同ページの18款繰越金の1億114万3,000円の計上でありまして、市長の行政報告にありましたように平成18年度決算の譲与見込額5億3,000万円を充てております。なお、累計は当初予算に2億円計上しており、今回の補正は1億114万3,000円で、これと合わせて3億114万3,000円となるものであります。残余につきましては、今後の補正予算で計上する予定であります。

次に、10ページをお開きください。

20款市債は土木債で、道路改良事業債に伴う1,630万円を計上しております。

なお、この関連につきましては、ページが戻りますが6ページをご覧になっていただきたいと思っております。第2表の地方債補正として計上してありますので、ご審議のほど宜しくお願ひしたいと思っております。

以上が歳入の主なものであります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出の全体的に今回の補正は、機構改革および人事異動による人件費と国体開催に伴う民泊拠点施設の改修費などが主な補正となっております。

その他の主なものについて申し上げます。

16ページをお開き願います。

2款2項徴税費の23節過誤納還付金加算金の515万8,000円につきましては、昭和地域にあります会社1社でございますが、この会社から償却資産修正申告がありまして、平成15年から18年までの分の修正申告となっております。これは地方税法附則第15条の課税標準の特別措置の規定による還付および加算金として補正しております。特別措置の対象資産は産業廃棄物焼却プラントでございますが、ダイオキシン等の環境対策の施設があった場合に特別措置の規定に該当になると、こういうことでこの金額を補正しております。

次に、3款民生費の19ページをお開き願います。

4目老人医療費の13節委託料の後期高齢者医療電算導入および改修委託料3,250万5,000円ですが、これは平成20年、いわゆる来年の4月1日に向けスタートする準備のため、市の電算データを整備する予算でございます。

次に、27ページをお開き願います。

7款商工費の2目観光費15節の工事請負費ですが、これにつきましては行政報告の10

ページに記載されて報告されていますので、この関係については内容は省略しますが、新たな取水施設が必要となる「くらら」のところでございます。工事費は638万9,000円の補正計上となっております。

次に、28ページですが、8款2項1目道路維持費は1,267万円の増額でございまして、これは道路局部改良、側溝改良、維持補修工事の補正計上としております。同じく2目の道路新設改良費は道路改良工事費の補正計上でありまして、地方債との関連になっています。

次に、30ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費の361万1,000円の主なものは、各小学校の修繕料となっております。

以上が一般会計の主な補正内容であります。ご審議の上、宜しくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより議案第47号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 予算書の6ページですけれども、この地方債についてお伺い致します。

元来であれば、この地方債というのは例えば突発的に多額なお金を要するときとか、あるいは新設な、例えば将来にわたっての収益投資、そういうものを行うときに地方債を発行するというようなことになっておりますけれども、今回は道路の改修工事だと思いますが、この種のもので地方債を借りてまで行うものかどうか、その辺のところですが、なぜそういうことを申し上げるかといいますと、この地方債も一つの起債でございまして、将来にわたりまして住民に負担がかかっていくわけです。ですから、計画的に行われているものかどうか、その辺のところをご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 20番の西村議員にお答え申し上げます。

このたびの地方債については、今回歳出の方でも補正しております道路新設改良の分でございます。この分については本来であれば臨時地方道整備事業債といいまして交付税に算入される地方債、それから一般単独事業債ということで、市の財政計画の中の

範囲内で市債を発行するという考え方でございますので、これについては突発的なものではございませんということをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） こういうふうには地方債を発行してございまして、その地方債も例えば、これは将来にわたりまして負担していくものでありますから、そういう残高等の累計等などは今把握しておりますかどうか。そして、将来にわたって計画的にやっていくということなので、もちろんそういうものを計算して地方債を発行していると思いますので、その辺のところはもう一度どうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 20番の西村議員にお答え申し上げます。

地方債の発行等については、当初予算についても計上しておりますし、この後、9月の決算について道路関係の地方債残高は当然議員の皆さんにご認定いただくという形になります。そういう観点からしまして、先ほどと重複する答弁になりますが、それらを勘案した上で地方債を市債として発行していくという考え方でございますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 今回の補正予算の総額が1億2,000万円ほどなのですが、先ほど総務部長の説明で、今回は人事異動に伴うものと国体の人件費だという説明があったわけなのですが、最後は国体のことは何にも言わなかったのですが、この1億2,600万円の中身を見ますと、ほとんどが人件費、後期医療のための3,000万円と国体の3,000万円と道路の若干の分と、それから井戸を掘るといふことの670万円、そんなところから見ますと、機構改革といいますか人件費に伴うものが半分以上占めているということになるわけです。そうしますと、この6月の議会に提案した補正予算そのものは、主なものはとにかく人件費を確保したと、繰越金を使ってですね、そういうふうに理解してよろしいかどうか、その辺の当局の考え方をお願いします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 2番さんにお答え申し上げます。

人件費が半分ということで、説明不足もありますが、この人件費の中身については概

ねは、大方は職員の共済費の単価アップによるものが主なものです。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） そういうことであれば、当初からそれらしきことを少しご説明いただければ、あえて聞くまでもなかったと思うわけです。

それで、先ほどの質疑の中で提示された国保税の問題、さらには今後、社厚の常任委員会の方に付託されますけれども国民健康保険税の審議がありますと。先ほどの値上げしたものといえますか、保険税の値上げが約5、6,000万円ということになると、その部分の補てんのように見えるわけです。その辺のところを一般会計の繰り出しは2億6,000万円を今年も計上しておりますが、昨年度の国保の剰余といえますか黒字は400万円ほどだということになりますと、あえて国保税を値上げする必要はなかったのではないかなと思うのですが、その辺のバランスといえますか考え方といえますか、もう少し説明していただきたいと。大綱ですからこの辺でやめますけれども、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） お答えします。

共済掛け金については、我々法律によって上げられたものでありまして、これを我々が守っていくということをご理解ください。そしてなおかつ、こういう説明があればよかったということについては今後十分留意したいと思います。

国保税等の対象等について、国保税については委員会に付託されておりますので委員会で議論されていただければありがたいと思います。

以上であります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。4番。

○4番（成田 進） 27ページの2目の観光費についてお伺いをしたいと思います。

14節の使用料および賃借料、出戸浜仮設公衆トイレリース料37万8,000円とあるわけでございますけれども、間もなく海水浴シーズンが来るわけでございますけれども、既存のトイレが不足で仮設トイレをリースするのかどうか、ご説明願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） せっかくの質問ですのでお答えしますが、ただいまの件については今、なぜこの提案をしたかといえますと、今の既存のトイレはいわゆるボトン方式ということで相当の海水浴場に来るお客さんから不評だと、あまりよくないということと言

われて、今の既存のトイレを下水道に改修するには何千万円とかがかりますので、要するにシーズン中を簡易トイレ方式で活用したいという提案であります。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第47号については、各常任委員会にかかわる各所管の事項について付託します。

【日程第19、議案第48号 平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第19、議案第48号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第48号について、当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

補正予算については別冊のとおりです。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男でございます。

この内容につきましては、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,881万8,000円とするものであります。

主なものは、後期高齢者医療制度創設に伴う電算システムの改修委託料であります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これより議案第48号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第48号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第20、議案第49号 平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第20、議案第49号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補

正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第49号について、当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第49号について申し上げます。

本案は、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

補正予算については別冊のとおりです。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男でございます。

内容については、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,651万9,000円とするものであります。

内容は、人事異動に伴う人件費であります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより議案第49号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第49号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第50号 平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第21、議案第50号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第50号について、当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第50号についてご説明します。

本案は、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

予算については別冊のとおりでございます。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

内容につきましては、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）で、

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ456万1,000円とするものであります。

内容は、災害に伴う施設の改修費となっております。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより議案第50号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第50号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第22、議案第51号 平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第22、議案第51号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第51号について、当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、議案第51号についてご説明します。

本案は、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

予算については別冊のとおりでございます。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男でございます。

内容につきましては、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）でして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,242万3,000円とするものであります。

主なものは、浄化槽設置工事3基分にかかわるものであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより議案第51号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第51号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第23、議案第52号 平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第23、議案第52号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第52号について、当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第51号についてご説明します。

本案は、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

予算については別冊のとおりとなっております。

平成19年6月8日提出 潟上市長 石川光男

内容については、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出においては662万3,000円の追加で、主なものは消火栓移設工事であります。資本的支出においては216万3,000円の追加で、内容は大長根排水管布設替工事であります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより議案第52号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第52号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第24、同意第1号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長（藤原幸作） 日程第24、同意第1号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第1号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第1号、潟上市教育委員会委員の任命について

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 潟上市飯田川和田妹川字妹川32番地

氏 名 鈴木政重

生年月日 昭和17年4月29日

平成19年本日提出 潟上市長

提案理由であります。平成19年6月27日付で潟上市教育委員会委員の菊地 紘氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て任命しなければならないものである。これが提案理由であります。菊地 紘さんからは後進に道を譲りたいという申し出があり、同じ飯田川地区の上記の鈴木政重さんを任命したいと、こういうことですが、鈴木さんについての略歴はお手元にお届けてしておりますとおりであります。鈴木さんは合併協の委員も経験しており、今現在も飯田川地区の自治会長をやっております。人柄も円満ということで、潟上市の教育委員としてふさわしいとこう思い提案をした次第でございますので、どうか宜しく願い申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これから同意第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから同意第1号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって同意第1号は、同意することに決定しました。

【日程第25、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について 及び 日程第26、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（藤原幸作） 日程第25、同意第2号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第26、同意第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第2号および同意第3号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第2号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 民 潟上市昭和大久保字元木田62番地 9

氏 名 櫻庭静子

生年月日 昭和16年 3月19日

平成19年本日提出 潟上市長

提案理由であります、平成19年 9月30日付で人権擁護委員の櫻庭静子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。これが提案理由であります。

櫻庭さんの略歴についてはお手元にお届けしておりますが、櫻庭さんは人権擁護委員として積極的に活動しており、事業あるいは会議等でも真面目に参加しているということでふさわしいと思い、再び推薦したいとこう思って提案した次第でありますので、宜しくお願いを申し上げます。

続きまして、同意第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者の人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 潟上市天王字北野302番地47

氏 名 馬場けい子

生年月日 昭和26年 4月 1日

平成19年本日提出 潟上市長

提案理由 平成19年 9月30日付で人権擁護委員の馬場けい子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。これが提案理由であります、これも、馬場けい子さんについても第 2 号同意案の櫻庭静子さんと同じで、人権擁護委員として積極的に活動し、事業、会議等でも真面目に出ているということで、これも再び推薦したいということで提案した次第でありますので、どうか宜しくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これから同意第 2 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから同意第2号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって同意第2号は、同意することに決定しました。

次に、同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから同意第3号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって同意第3号は、同意することに決定しました。

【日程第27、潟上市農業委員会委員の推薦について】

○議長(藤原幸作) 日程第27、潟上市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本件は、議会推薦による農業委員が1名欠員となり、その残任期間について農業委員会等に関する法律等第12条第2号、第15条第2項および第4項の規定により、議会推薦の1名を選出するものであります。

推薦をお願いします。1番。

○1番(千田正英) ただいま議題になっています議会推薦の農業委員については、成田進議員を推薦致します。

○議長(藤原幸作) ただいま成田進議員を議会推薦の農業委員として推薦することの案が出されました。

お諮りします。議会推薦の農業委員は、ただいま推薦されました成田進議員を推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって議会推薦の農業委員は、成田進議員を推薦することに決定しました。

【日程第28、陳情第6号 「日豪EPA・FTA交渉に対する」陳情書 から 日程第30、陳情第8号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての

陳情書】

○議長（藤原幸作） 日程第28、陳情第6号から日程第30、陳情第8号までを一括議題とします。13番。

○13番（佐藤 昇） 特別会計の中で老人保健の特別会計がこの議案に上程されておりましたが、これはどういう、お手持ちにそれぞれ届いておるわけですが、これはいつどの案件でやるものでしょう。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時38分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

13番、承認第4号で議決済でございます。そのようなことでございますので、ご了承賜りたいと思います。

日程第28から申し上げます。

【日程第28、陳情第6号 「日豪EPA・FTA交渉に対する」陳情書 から 日程第30、陳情第8号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情書】

○議長（藤原幸作） 日程第28、陳情第6号から日程第30、陳情第8号までを一括議題とします。

請願・陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案されました陳情第6号から陳情第8号については、6月5日の議会運営委員会において、お手元に配布の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することとしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号から陳情第8号については、各常任委員会に付託することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、6月11日月曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2時40分 散会